

西神居地区防災計画

1 目的

私たちが住む日本では、毎年、全国各地で地震や台風、大雨、豪雪などにより、これまでに経験したことのないような被害が発生している。旭川市は、これまで大きな地震の発生がないことや、全国と比較して大雨や台風による被害がないという地理的特性から、「災害が少ないまち」という認識を持っている市民が多い。しかし、上述のとおり、この旭川も含めい、どこで、どの様な災害が発生しても不思議ではない状況であり、平時から防災意識を高め、いざという時に備えておかなければならぬ。災害が発生した場合、まず個人の取組が不可欠である限界はある。また、行政の支援にも限りがある。このことから、災害による被害を最小限に抑えるためには、地域住民の連携・協力による組織的行動が不可欠である。

本計画は、西神居地区の特性を踏まえた住民等による自発的な防災活動に関する事項を定め、計画に基づく防災活動を実施することで、安全で安心して暮らすことができる西神居地区の地域づくりを目指すものである。

令和6年3月 西神居地区防災会議

2 地区の特性

西神居地区は、神居山をはじめとする山並みが広がり、広範囲で稲作・畑作・果樹園などが営まれている農山村地域となっている。また、国道12号、道道4号旭川芦別線、JR函館本線など地域内外を結ぶ交通路網が整備されているほか、カムイスキーリンクス、神居古潭などスポーツ施設や景勝地がある。

これまで国道12号に沿って流れる石狩川やその支川である内大臣川、オロエン川などの氾濫により、戸戸及び農地被害が発生した。また、令和5年5月に新たに内大臣川及びオロエン川の浸水想定区域が公表され、避難経路として想定される国道及び道道の幹線道路も浸水の危険性が高くなっている。さらに、西神居地区の広範囲を占める神居山が土砂災害警戒区域等に指定されており、ひと度災害が発生すると、交通路の遮断により孤立する危険性が高い区域が点在している。

令和6年2月現在の西神居地区の人口は188人、世帯数は94世帯となっている。また、高齢化率は59.6%と市全体の35.1%を大幅に上回っており、避難行動要支援者の人数は6人である。

高齢化が顕著であることや、農村部では農業水利範囲に点在していることから、災害時や停電時（特に冬期）、高齢世帯が自宅に取り残される懸念があるほか、自家用車を持たない一人暮らしの高齢者も点在している。このことから、近所での呼びかけや見守り活動が重要であり、避難支援の担い手確保が今後の課題である。

1 過去に発生した災害（令和5年8月に実施したアンケートなどにより確認）

- 石狩川の氾濫による道路冠水、床下浸水、農地被害（神居古潭地区）昭和56年8月、平成28年8月、平成30年7月 ほか
- 内大臣川の氾濫（豊里地区）平成13年、平成30年7月 ほか
- オロエン川・オロエヨン川の氾濫による農地被害（豊里地区）平成28年8月 ほか
- 津波の氾濫（豊里地区）令和4年6月
- ●胆振東部地震によるブラックアウト平成30年9月

2 今後の災害想定

石狩川及び中小河川の堤防壊れや氾濫のほか、土砂災害による住宅・農地・道路被害などの災害リスクがある。

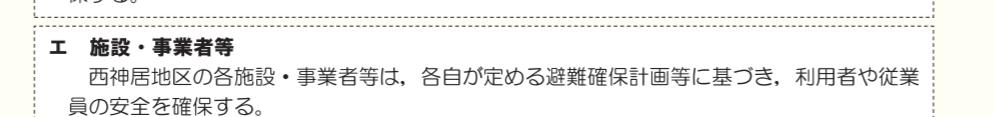
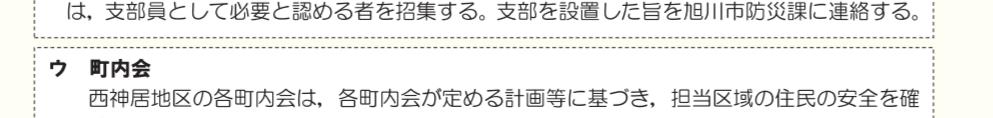
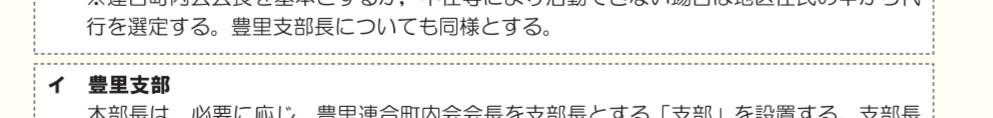
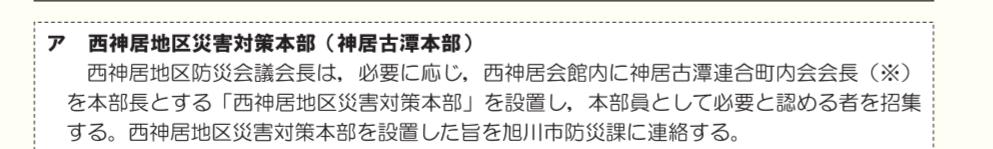
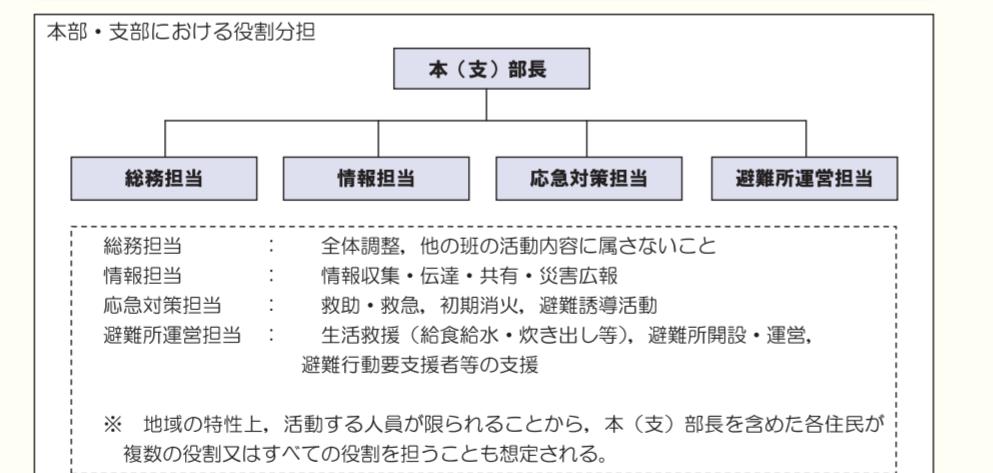
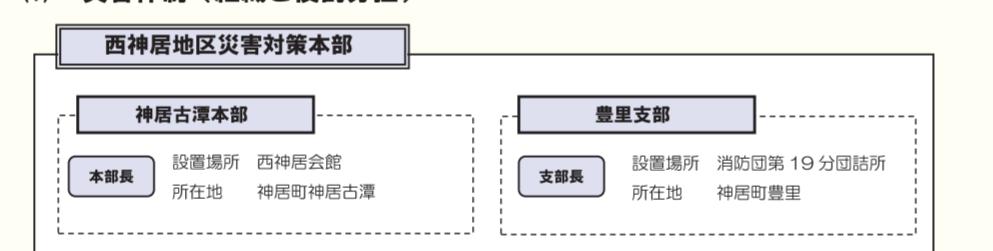
また、地震、雪害、大停電（ブラックアウト）によるライフラインの停止等が懸念される。

【参考】●河川の水位と危険レベル



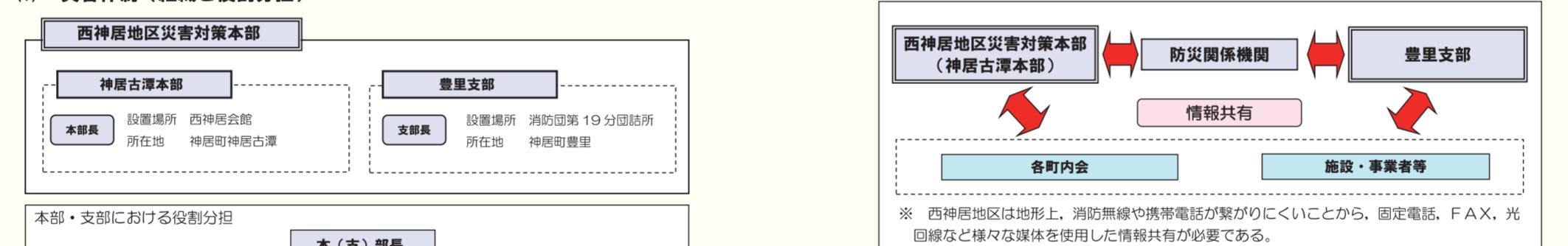
4 災害時の活動

1 災害体制（組織と役割分担）



2 情報収集・伝達・共有・災害広報

西神居地区の被災状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置を行ううは必要な支援を受けるために、情報の収集・伝達を次のとおり行う。



ア 西神居地区災害対策本部（神居古潭本部）
西神居地区災害対策本部は、西神居地区全体の被害状況や避難状況、各世帯の安否情報についての情報を集約し、防災関係機関に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出動を要請する。

イ 各町内会
西神居地区の各町内会は、被害状況や避難状況、事前に得ている安否情報（長期間不在している世帯など）について、西神居地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を住民に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出動を要請する。

ウ 施設・事業者等
西神居地区的施設・事業者等は、被害状況や避難状況について、西神居地区災害対策本部に報告するとともに、必要と認める情報を、利用者、従業員に伝達する。緊急対応が必要な場合は、直ちに出動を要請する。

3 救助・救急、初期消火

ア 救助・救急
建物の倒壊、落下物等により救出、救護を必要とする者が生じた場合は、直ちに救出・救護活動を行う。負傷者が医師の手当を要するものと認めた時は、医療機関又は防災機関が設置する応急救護所に搬送する。

イ 初期消火
火災が発生した場合は、各家庭や事業所、施設等の消火器や防災資機材等を用いて、初期消火を行うとともに、直ちに消防機関に通報する。また、消防機関・消防団に対し、自然水利（火災発生場所付近のため池など）の状況について情報提供を行う。

4 避難誘導活動
避難情報（高齢者等避難、避難指示）が発令された時は、各町内会、施設、事業所等は、それぞれの避難計画に基づき、開設されている避難所や避難場所等への避難誘導を行なうほか、階段の昇降が困難な方への支援について、避難者同士が協力して行なう。ただし、西神居地区に土砂災害による避難情報が発令された場合は、豊西会館及びセルフ豊里以外の避難場所に避難することとする。

5 生活救援（給食給水・炊き出し等）

西神居地区災害対策本部は、各町内会や施設、事業所等と協力して、市から供給された支援物資や地域内の住民等から提供を受けた食糧等の配分、給食給水、炊き出し等を行う。

6 避難所開設・運営

避難所を開設した場合、西神居地区災害対策本部は、旭川市や各町内会、施設、事業所、災害ボランティア等と協力して、避難所の開設・運営を行うものとする。

7 避難行動要支援者等の支援

避難行動要支援者は、個別避難計画に基づき避難行動要支援者の避難支援を行なうとともに、旭川市や各町内会、施設、事業所、災害ボランティア等と連携して、避難生活の支援を行なうものとする。

8 消防団の役割（課題）

消防団は、災害広報活動、消火・救急救助・水防などの現場活動など、大規模災害発生において様々な役割を担っているが、地域人口の減少、高齢化などの影響により団員数が不足していることから、団員数の確保、出動体制の見直しなどを課題としている。

このことから、大規模災害発生においてはより一層、それぞれの住民同士が協力し、上記活動を行う必要がある。

5 風水害・土砂災害・地震・雪害への対応

西神居地区防災会議や各町内会、施設、事業所等は、西神居地区において風水害や土砂災害、地震、雪害等の災害が発生した場合、本計画に基づき、西神居地区住民の生命、身体の保護に努めるものとする。

6 災害復旧時の活動

西神居地区災害対策本部は、旭川市が行なう災害復旧に各町内会、施設、事業所、災害ボランティア等と連携して協力するものとする。

7 計画の見直し

本計画の見直しに当たっては、西神居地区防災会議に諮るものとし、見直し後には旭川市防災会議に、その内容を通知するものとする。

8 備蓄

西神居地区の公的備蓄は、次のとおりである。

また、住民自らも家庭での備蓄品（非常食、飲料水、防災グッズなど）を備えるよう努めるものとする。

9 公的備蓄

《公的備蓄》

施設名

主な備蓄品

施設名

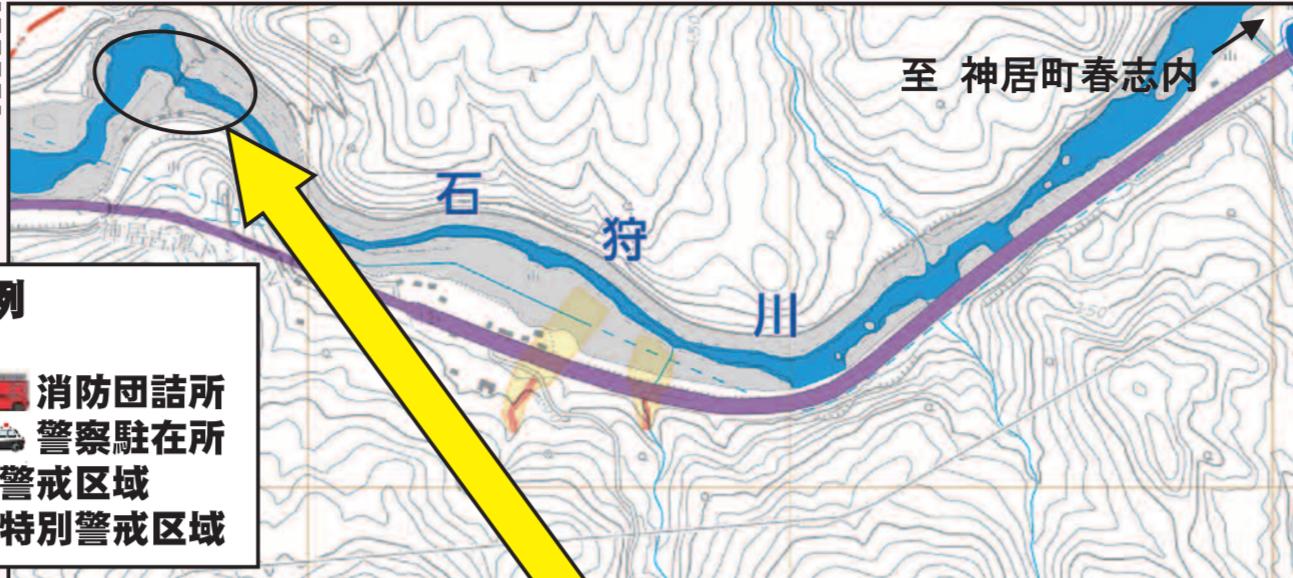
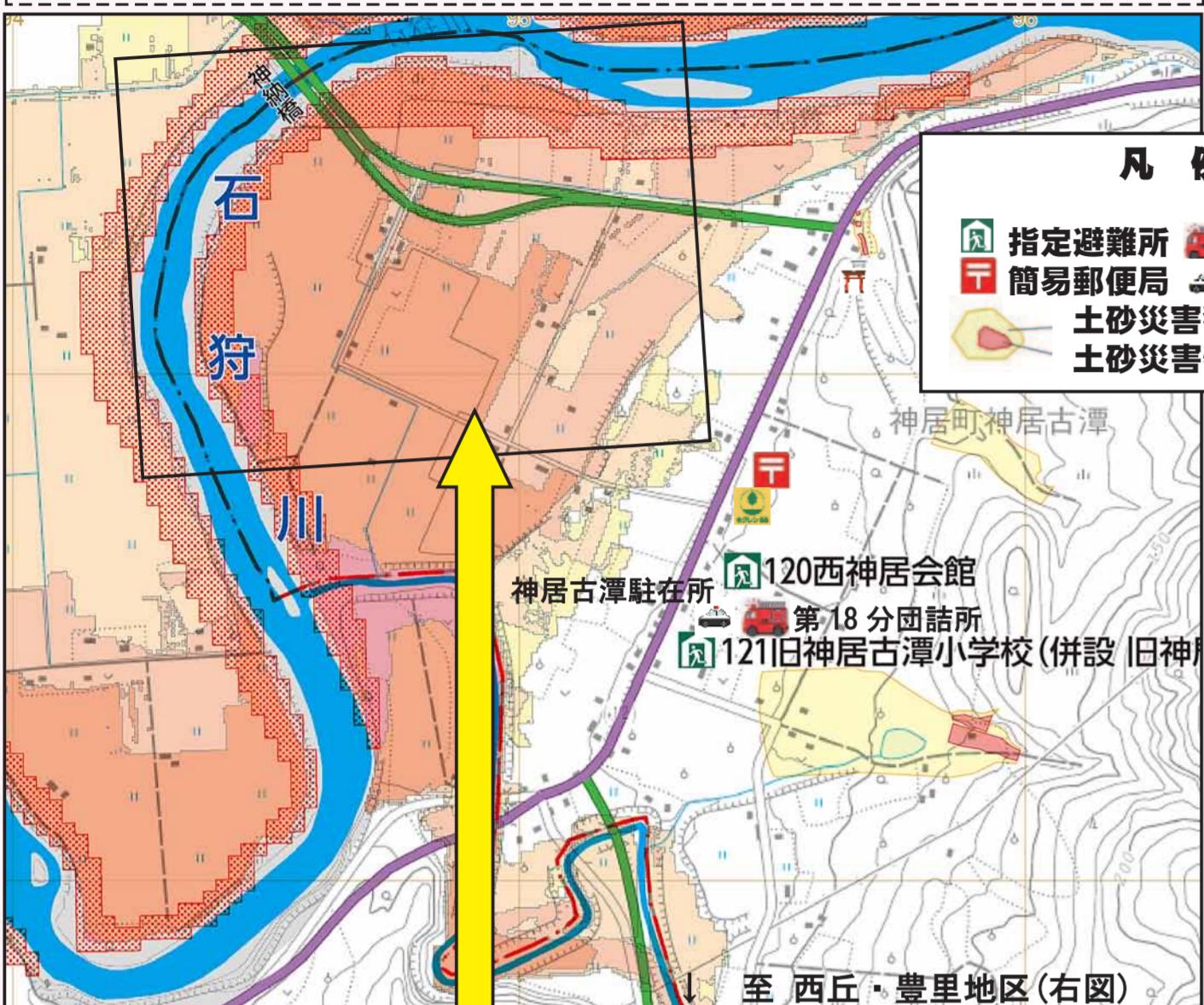
西神居地区防災マップ

神居古潭地区

「西神居地区防災計画 基本方針」 全世代 みんなで支え合う 西神居地区

西丘・豊里地区

※ 旭川市洪水ハザードマップ(神居古潭地区),内大部川・オロエン川浸水想定区域図(西丘・豊里地区)は,1000年に一度の水害での浸水区域を示しています。



緊急ダイヤル		
火災・救急・救助	事件・事故	災害用伝言ダイヤル
119番	110番	171番

ライフライン関係機関

内 容	問合せ先	電 話 番 号
避難所・災害全般	防災安全部防災課	25-9840
道路冠水・崩壊	土木部 土木事業所	36-2244 25-5375 25-9795
河川溢水・護岸崩壊	土木建設課	25-9840
内水氾濫・水道水濁り	水道局管路管理課	24-3166
避難行動要支援者	福祉保険部福祉保険課 防災安全部防災課	25-6425 25-9840
支所・窓口	神居支所 西神居会館	61-2311 72-2240

メモ(緊急連絡先など)		



旭川市関係機関

内 容	問合せ先	電 話 番 号
避難所・災害全般	防災安全部防災課	25-9840
道路冠水・崩壊	土木部 土木事業所	36-2244 25-5375 25-9795
河川溢水・護岸崩壊	土木建設課	25-9840
内水氾濫・水道水濁り	水道局管路管理課	24-3166
避難行動要支援者	福祉保険部福祉保険課 防災安全部防災課	25-6425 25-9840
支所・窓口	神居支所 西神居会館	61-2311 72-2240

内 容	問合せ先	電 話 番 号
停電	停電情報フリーコール 北電(株)道北統括支店	0120-165-597 0120-06-0124
電話の不通、電話線破等	113センター 携帯電話・PHS ひかり電話・インターネット	113 0120-444-113 0120-000-113
LP ガス漏れ・ポンベ破損	北海道 LP ガス協会上川支部	46-3220

凡例		
指定避難所	10.0	浸水深(m)
指定緊急避難場所	5.0	
消防団詰所	3.0	
土砂災害警戒区域	0.5	
土砂災害特別警戒区域	0.0	